全訂版

逐条解説

犯罪収益移転防止法

補遺

本書発行後、いわゆる「FATF 勧告対応法」(令和4年法律第97号)が令和6年4月1日に 完全施行されました。

つきましては、関連する法令改正や逐条解説等をまとめた「補遺」を作成いたしましたので、お手数ですが、下記の点に御留意の上、本書該当箇所を差し替えてお使いいただきますようお願い申し上げます。

記

- 「補遺」の内容は次のとおり大別し、それぞれを本書該当頁の順に掲載しました。
 - 1 上記「FATF 勧告対応法」の施行に伴う記述の補正及び逐条解説の追加等 (p. 2~)
 - 2 1以外の補正(数値の更新、表記の統一性、表現の適正化等の見直しに係るもの) (p. 28~)
- <u>赤字、アンダーライン</u>が補正箇所ですので、本書中における前後の記述等も併せて内容 を御確認ください。

東京法令出版株式会社

- 1 いわゆる「FATF 勧告対応法」(令和4年法律第97号)の完全施行に伴う記述の補正及び逐条解説の追加等に係るもの
- 凡例4頁 「3 内容現在日及び改正織込みの基準」の1行目を次のように改め、2行目以下 (「施行期日と織込みの有無」の表も含む。)を削る。

本書の内容現在日は、令和6年4月1日としました。

■ 目次15頁 「9 疑わしい取引の参考事例」に次のように加える。

(14) 行政書士等 (15) 公認会計士等 (16) 税理士等

- 95 頁 令第1条中「第8条第3¹ 項」を「第8条第<u>4</u>項」に改め、「編注〔※〕」以下を削る。
- 118頁(法3条) 10行目に次のように加える。

「疑わしい取引に関する情報」は、犯収法第13条で定義付けられるそれとほぼ同様と考えてよい(犯収法第8条第1項又は第2項の規定によらない……

- 172頁(法4条、令7条) 5の1行目中「犯収法第8条第3項」を「犯収法第8条第<u>4</u>項」に 改める。
- 445 頁(法8条) (注14)を次のように改める。
 - (注 14) 弁護士等及び司法書士等における疑わしい取引の届出義務に代替する措置について (令和6年現在)日本弁護士連合会は、その会則において、犯罪収益の移転防止等に係る職 務の適正を確保するために弁護士等が行っている依頼者に対する本人特定事項等の確認、依 頼を受けた際にその依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認めるときは、その 依頼を受けないように対応すること、又は依頼を受けた後にその目的が犯罪収益の移転に関 わるものであることを知ったときは、依頼者の説得に努め、依頼者が説得に応じない場合に は辞任すること等の措置の実施状況について、年次報告を求めている。

また、日本司法書士会連合会については、全国の各司法書士会の会則において、日本弁護士連合会の会則に基づく年次報告と同様に、司法書士等が行っている依頼者の本人特定事項の確認、依頼を受ける際又は依頼を受けた後に犯罪収益の移転を目的とする依頼であることが認められた場合の措置の実施状況について、<u>毎年</u>「特定事件報告書」を、司法書士会会長に提出することを求めている<u>ほか、特定受任行為の代理等の依頼を受けた後に、当該依頼が犯罪収益の移転を目的とするもの等であることを認めて辞任した場合等には、当該依頼の内容や辞任に至った事由に関する「特別事件報告書」を司法書士会会長に提出することを求めて</u>

いる。

この<u>ように</u>、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会においては、上記各会則に<u>よっ</u>て、疑わしい取引の届出義務に代替する措置を課<u>しており、</u>当該措置を課すことにより、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会は、マネロン等のために弁護士等や司法書士等が悪用される具体的事案、義務の遵守や態勢整備の不備に基づくリスク等を把握し、それらの情報を弁護士等又は司法書士等に還元することが可能となる。

これにより、疑わしい取引の届出義務を課さないとしても、弁護士等や司法書士等による 犯罪収益の移転防止措置の高度化が図られると考えられる。

- 448頁(法8条、令16条)
- 令第16条に第3項として次のように加える。
 - 3 法第8条第2項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 疑わしい取引の届出を行う特定事業者の名称及び所在地
 - (2) 疑わしい取引の届出の対象となる特定受任行為の代理等(以下この項において「対象特定代理等」という。)が発生した年月日及び場所
 - (3) 対象特定代理等が発生した業務の内容
 - (4) 対象特定代理等に係る行為又は手続の内容(当該行為又は手続が財産に係るものである 場合にあっては、当該財産の内容を含む。)及び特定事業者において知り得た当該行為又 は手続の目的
 - (5) 対象特定代理等に係る顧客等又は取引に係る法第4条第1項各号に掲げる事項
 - (6) 疑わしい取引の届出を行う理由
 - (7) その他主務省令で定める事項
- 次のとおり「解説」を加える(アンダーラインは省略)。

解 説

1 第3項において、FATF 勧告対応法により新たに疑わしい取引の届出義務が課されることとなった3士業者が届け出るべき事項を規定している。

3士業者に係る疑わしい取引の届出について規定する犯収法第8条第2項は、当該届出の判断の対象を「特定業務に係る取引」ではなく「特定受任行為の代理等」と規定しており、届出事項も「特定受任行為の代理等」に関するものとなる。ただし、本制度の趣旨(犯収法第8条の解説 1参照)を全うする観点からは、「特定受任行為の代理等」の内容をなす「行為又は手続」(犯収法別表(第4条関係)第2条第2項第46号に掲げる者の項の中欄各号)が重要である(後述)ことから、「疑わしい取引の届出の対象となる特定受任行為の代理等」を「対象特定代理等」と定義した上で、一部届出事項については「対象特定代理等」に係る「行為又は手続」にまで踏み込んで規定している。

(1) 届出の対象を特定するための基本的事項(第3項第1号及び第2号)

届出の対象を特定するための基本的事項を定めている犯収令第16条第2項第1号及び第2号 と同様の事項を届出事項としている。

(2) 対象特定代理等が発生した業務の内容(第3項第3号)

士業者以外の特定事業者については、犯収令第16条第2項第3号において、「対象取引が発生した業務の内容」を届出事項としている。これは、特定事業者が行う特定業務の種類が一つであるとは限らないことを踏まえ、届出の対象となる取引がどのような業務において発生したものなのかを明らかにするための届出を求めるものである。例えば、銀行であれば為替取引業務、宝石・貴金属等取扱事業者にあっては貴金属の売買の業務等が考えられる。

3 士業者についても、これと同様に、疑わしい取引の届出の対象となる特定受任行為の代理等 (対象特定代理等) がどのような業務において発生したものなのかを明らかにする必要がある。 そこで、

- ・行政書士が行政書士法第1条の2の規定に基づいて顧客のために行う、登記手続等のために 官公署に提出する書類その他権利義務等に関する書類の作成に係る業務
- ・公認会計士が公認会計士法第2条第2項の規定に基づいて顧客のために行う、財務書類の調 製、財務に関する調査・立案又は財務相談に係る業務
- ・税理士が税理士法第2条の規定に基づいて顧客のために行う、税務代理、税務書類の作成又 は税務相談に係る業務

等のいずれの業務において発生したのかを届出事項として規定している。

(3) 対象特定代理等に係る行為又は手続の内容(第3項第4号)

マネロン犯罪及びその前提犯罪の捜査等に際しては、「どのような種類の財産の授受があったか」、「その財産の経済的価値はどの程度か」といった点が重要である。犯収令第16条第2項第4号は、士業者以外の特定事業者が行う取引について、「対象取引に係る財産の内容」を届出事項として規定し、これらの点を届け出るよう求めている。

この点、3士業者については、3士業者と顧客との間でどのような顧問契約を締結したのか(「特定受任行為の代理等」そのものの内容)よりも、その顧問契約の履行の一環としてなされた個別具体の財産の処分等がどのような内容であるか(「特定受任行為の代理等」に係る「行為又は手続」)がマネロン犯罪の捜査等に資するものとなる。他方、対象特定代理等に係る行為又は手続については、会社の設立に関する行為又は手続を行う場合のように、金銭的価値を有する「財産」を取り扱わないことも想定される。

そこで、3士業者に係る疑わしい取引の届出については、「対象特定代理等に係る行為又は手続の内容」に加え、3士業者が行う対象特定代理等に係る行為又は手続が財産に係るものである場合には、士業者以外の特定事業者と同様に当該財産の内容を確実に届け出させる必要があることから、当該財産の内容についても届出を求める旨を括弧書で明示的・確認的に規定している。

「当該行為又は手続が財産に係るものである場合にあっては、当該財産の内容を含む。」との規 定振りは、対象特定代理等に係る行為又は手続の対象となった財産の内容を届出事項とするもの であり、3 士業者が財産の収受を伴う対象特定代理等を行った場合に限らず、対象特定代理等に係る行為又は手続の対象となる財産が存在する場合(例えば、行政書士が、顧客のために、建物の売買に関する権利義務等に関する書類の作成手続を代理又は代行する場合)に当該財産の内容について3 士業者による届出を求めている。

したがって、例えば、

- ・ 3 士業者が宅地又は建物の売買に関する行為又は手続を代理又は代行した場合
- ・ 3 士業者が財産の管理又は処分を伴う会社の設立又は合併に関する行為その他の会社の組織、運営又は管理に関する行為の代理等を行った場合
- ・3士業者が現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分を代理又は代行した場合については、対象特定代理等に係る行為又は手続の対象となる財産が存在することから、当該財産の内容について届出を求めることとなる。

(4) 特定事業者において知り得た対象特定代理等に係る行為又は手続の目的(第3項第4号)

「対象特定代理等に係る行為又は手続の目的」(例えば建物の売買をする目的) については、3 士業者が知り得た範囲内において、顧問契約の履行の一環として行われる個別具体の行為又は手続の目的について届出を求めている。当該目的については、前記(3)の「対象特定代理等に係る行為又は手続の内容」と同様に、対象特定代理等に係る個別具体の行為又は手続に関するものであることから、前記(3)の届出事項と共に犯収令第16条第3項第4号において規定している。

なお、「特定事業者において知り得た」との限定を付しているとおり、あくまで3士業者が対象特定代理等を行うに際して知り得た範囲内の事項について届出を求めるものであり、犯収法上の取引時確認義務がない当該対象特定代理等に係る行為又は手続の目的の確認を別途3士業者に義務付けるものではない。

(5) 取引時確認における確認事項(第3項第5号)

本号では犯収令第16条第2項第5号と同様に、取引時確認における確認事項について届出を 求めている。

建物の売買の例で言えば、

- ・対象特定代理等に係る顧客等に係る本人特定事項(犯収法第4条第1項第1号)
- ・対象特定代理等に係る取引に係る目的(同項第2号)
- ・対象特定代理等に係る顧客等の職業(顧客等が法人である場合にあっては事業の内容)(同項第3号)
- ・対象特定代理等に係る顧客等が法人である場合にあっては、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるもの(同項第4号)

について届出が必要となる。

(6) 疑わしい取引の届出を行う理由(第3項第6号)

疑わしい取引であるかどうかの判断は、特定事業者が、その業務における一般的な知識や経験を踏まえ、取引の形態や顧客等の属性、取引時の状況等を総合的に考慮して行うこととされている。疑わしい取引であるとの判断に際して勘案したこれらの事柄は、取引や行為・手続の内容

自体からは必ずしも明らかではない一方、FIUにおける疑わしい取引の届出の分析やマネロン犯罪の捜査等に当たって重要な情報である。この点は、3士業者による届出と士業者以外の特定事業者による届出とで何ら異なるところはない。

よって、犯収令第16条第2項第6号と同様に、同条第3項第6号においても、疑わしい取引 の届出を行う理由について届出を求めることとされている。

(7) その他主務省令で定める事項(第3項第7号)

現時点では、3士業者に係る疑わしい取引の届出について、前記(1)~(6)の事項に加えて主 務省令で届出事項を定めることは予定していないものの、今後、3士業者が行う特定受任行為の 代理等の実態等を踏まえ、3士業者に届け出させるべき細目的事項を新たに届出事項として定め る必要が生じることもあり得るところである。

よって、犯収令第16条第2項第7号と同様に、主務省令への委任規定が設けられている。

■ 449 頁 別記様式第1号を次のように改める(様式中、改正箇所を示すアンダーラインは省略)。

別記様式第1号(第25条関係)

年 月 日

殿

事業者名

代表者名

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律(第8条第1項・第8条第2項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

		※届出通番	(記人しないこと)					
届出特定事業者								
届出番号	(年)	- (番号)	部署名・営業所・ 代理店等名称					
役職			担当者名					
木店 〒・所在地								
営業所・代理店等 〒・所在地								
電話番号			内線番号					
顧客等に関する情報								
フリガナ								
氏名 (法人名)								
フリガナ								
通称・異名等								
個人・法人の別		生年月日(設立日)		性別				
国籍			在留資格					
電話番号								
電子メール アドレス等								
〒・住所(所在地)								
ビル名等								
職業 (事業内容)								
勤務先名 (その他の連絡先)			勤務先の事業内容					
〒・住所(所在地)								
ビル名等	·							
届出理山								
ガイドライン番号	捜査機関等からの照会の有無							
備考								

■ 450 頁 備考を次のように改める。

- 備 考 1 届出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名 義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。
 - 2 別記様式第2号に取引時確認に関する事項及び別記様式第3号に取引<mark>等</mark>に関する事項を 記入して添付すること。取引時確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認 している事項を記入すること。
 - 3 全て西暦で記入すること。
 - 4 「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、 届出番号は、毎年1月1日以降の最初のものを「1」とすること。
 - 5 漢字表記の氏名(外国人の氏名を含む。)は、姓と名との間に間隔を置くこと。
 - 6 外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記の ほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名(法人名)」に、漢字表記を「通 称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のま とまりごとに間隔を置いて記入すること。
 - 7 勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認 書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。
 - 8 「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入すること。
 - 9 「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。
 - 10 「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り 具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。
 - 11 「ガイドライン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例(ガイドライン)における番号を記入すること。
 - 12 「捜査機関等からの照会の有無」は、法第13条第1項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。
 - 13 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

■ 453 頁 別記様式第3号を次のように改める(様式中、改正箇所を示すアンダーラインは省略)。

別記様式第3号(第25条関係)

取引等に関する事項

継続的取引関係に関する事項						
継続的取引関係の有無の別		営	営業所·代理店等名称			
営業所・代理店等〒・所在地						
取引(口座等)種類又は内容			顧客(口座等)番号			
開始年月日			取引の中込み方法			
取引を行う目的						
疑わしい取引に関す	- る事項					
重要取引						
当該取引等の成立・	未成立の別					
当該取引等年月日						
当該取引等の取扱 店	特定事業者名称					
	営業所・販売店等名称					
	営業所・販売店等 〒・所在地					
当該取引等に関す る情報	取引等形態					
	業務内容					
	取引を行う目的及び特定受 任行為の代理等に係る行為 又は手続の目的					
						
	金額					
	通貨単位					
	両替後の通貨単位					
	手形・証券、金地金等の動産の種別					
	手形・証券、金地金等の動産 の番号					
	不動産の種別					
	不動産の地番					
	その他(特徴、詳細等)					
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合	個人・法人の別					
	フリガナ					
	(被) 仕向先の氏名 (法人名)					
	銀行、クレジットカード会社等の種別					
	銀行、クレジットカード会 社等の名称					
	営業所・代理店等名称					
	口座・クレジットカード等 種類					
	口座・クレジットカード等 番号					
	送金先(元)国名					
当該取引等の際に使用した通称・異名等						
備考						

■ 454 頁 備考を次のように改める。

- 備 考 1 預貯金口座その他の継続的取引関係に基づく個別の取引についてこの様式を作成する場合は、別記様式第2号を作成した口座等ごとに作成及び添付すること。
 - 2 多数の取引等がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。
 - 3 多数の取引等について届け出る場合であって、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引等を除き、当該写しに記載のある取引等については記入しないことができること。
 - 4 「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始(既に取引時確認を行っている顧客等としての取扱いの開始を含む。)をした際に記録した事項を記入すること。
 - 5 「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・ 代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。
 - 6 「取引(口座等)種類<u>又は内容</u>」は、証券、商品先物その他の取引の種別を記入すること。 なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、当座口座、決済用口座等の種別を記入すること。 と。
 - 7 「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。
 - 8 「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。
 - 9 「重要取引」欄は、重要な取引等に○印を記入すること。
 - 10 「営業所・販売店等名称」は、個別の取引等を行った営業所、代理店、販売店、事務所等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。「営業所・販売店等所在地」は、当該営業所等の住所を都道府県名から記入すること。
 - 11 「取引等形態」は、窓口、訪問、インターネット、ATM等の種別を記入すること。
 - 12 「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。<u>特</u> 定受任行為の代理等については、対象特定代理等に係る行為又は手続が財産に係るものであ る場合は、当該財産の処分に係る種別を記入すること。
 - 13 「<u>金額</u>」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の(推定) 時価換算額を記入すること。<u>特定受任行為の代理等については、対象特定代理等に係る行為</u> 又は手続が財産に係るものである場合は、当該財産の価額を記入すること。
 - 14 「その他(特徴、詳細等)」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する 特徴、会社の定款の詳細等を記入すること。
 - 15 「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次のとおり記入すること。
 - (1) 銀行等の場合、別記様式第1号の顧客等以外の(被)仕向先(送金先(元))を記入すること。
 - (2) 銀行等以外の事業者(クレジットカード等の発行者を除く。)の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。

- (3) クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。
- (4) 行政書士等、公認会計士等、税理士等の場合、対象特定代理等に係る行為又は手続に 関する(被) 仕向先(送金先(元))、預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。
- 16 1から15までのほか、別記様式第1号の備考に記載のある事項については、この様式の 作成についても同様とすること。

■ 455 頁 別記様式第4号を次のように改める(様式中、改正箇所を示すアンダーラインは省略)。

別記様式第4号(第25条関係)

年 月 日

殿

事業者名名 表者名 所在地当者 電話番

電磁的記録媒体提出票

犯罪による収益の移転防止に関する法律(第8条第1項・第8条第2項)の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第25条第1項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 456頁(法8条、令16条、規26条)
- 規則第26条を次のように改める(末尾の「編注〔※〕」以下は削る。)。

(法第8条<u>第3項</u>に規定する主務省令で定める項目)

- 第 26 条 法第8条<u>第3項</u>に規定する主務省令で定める項目は、次の各号に掲げる<u>特定事業者の区分に</u> 応じ、それぞれ当該各号に定める項目とする。
 - (1) 法第2条第2項第1号から第44号までに掲げる特定事業者 次に掲げる項目
 - <u>イ</u> 法第8条第1項の取引の態様と特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較
 - □ 法第8条第1項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る 取引の態様との比較
 - ☆ 法第8条第1項の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性
 - (2) 法第2条第2項第47号から第49号までに掲げる特定事業者 次に掲げる項目
 - イ 法第8条第2項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が他の顧客等のために通常行う 特定受任行為の代理等の態様との比較
 - 口 法第8条第2項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が当該顧客等のために行った他 の特定受任行為の代理等の態様との比較
 - ハ 法第8条第2項の特定受任行為の代理等の態様と当該特定受任行為の代理等に係る取引に係 る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性
- 「趣旨」の1行目中「顧客等との間で特定取引等を行う場合の」を削り、下から5行目中「顧客等との間で行った過去の取引に係る」を削る。
- 最終行から457頁3行目までを次のように改める。

そこで、平成26年一部改正法及びFATF 勧告対応法により、犯収法第8条第3項の規定に基づき、主務省令において、特定事業者が顧客等との間で行う取引及び顧客等のための行う特定受任行為の代理等にマネロンの疑いがあるかどうかを判断するに当たって確認すべき項目を規定することとし、具体的には、<u>当該</u>取引等に疑いがあるかどうかの判断に際して、……

■ 457 頁 「解説」を次のように改める(458 頁まで)。

解説

- 1 第1号では、士業者以外の特定事業者における特定業務に係る取引に関して疑わしい点がある かどうかを判断する方法を規定している。
- (1) <u>イ</u>では、その業界における一般的な商慣習(=他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様)に照らして、マネロンの疑いがあるかどうかを、確認すべき項目として規定している。 過去に取引を行ったことのない顧客等との取引(いわゆる一見取引)については、犯収規則第26条第1号イからいまでに掲げる項目のうち、過去の取引(同号ロ)は観念できず、また、

その取引が特定取引等に該当しない場合は取引時確認の結果把握した情報等(<u>同</u>号<u>小</u>)も観念し得ない。このような場合は、その業界における一般的な商慣習(<u>同</u>号<u>イ</u>)に照らして、マネロンの疑いがあるかどうかを確認することとなる。

(2) <u>ロ</u>では、過去の当該顧客等との取引(=当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様)と比較して、マネロンの疑いがあるかどうかを、確認すべき項目として規定している。

過去の取引をどの程度遡って確認するのかについては、特定事業者の業種及び規模が様々であることから、一律に義務付けることは適当ではないと考えられる。このため、各特定事業者において、必要と考えられる範囲で過去の取引を遡ることとなる。

(3) 小は、取引時確認の結果把握した情報や、当該情報を最新の内容に保つための措置を講じた結果把握した情報、取引時確認が完了しているか否かに係る情報(=取引時確認の結果に関して有する情報)に照らして、マネロンの疑いがあるかどうかを、確認すべき項目として規定している。

「取引時確認の結果に関して有する情報」とは、取引時確認の結果把握した情報のみならず、 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じた結果把握した情報、当 該顧客等について取引時確認が完了しているか否かに係る情報を含むものである。

取引モニタリングシステムにより、システム的に犯収規則第 26 条第 1 号 $^{\prime}$ 及び同号 $^{\prime}$ の比較を行い、異常な取引を抽出する方法については、別途同号 $^{\prime}$ の項目を満たす必要がある点に留意が必要である。

- **2** 第2号では、3士業者における特定受任行為の代理等に関して疑わしい点があるかどうかを判断する方法を規定している。
- (1) イでは、その業界における一般的な商慣習(=他の顧客等のために通常行う特定受任行為の代理等の態様)に照らして、マネロンの疑いがあるかどうかを、確認すべき項目として規定している。

過去に取引を行ったことのない顧客等のために行う特定受任行為の代理等については、犯収 規則第26条第2号イからいまでに掲げる項目のうち、過去の特定受任行為の代理等(同号ロ) は観念できず、また、その代理行為等が特定取引等に該当しない場合は取引時確認の結果把握し た情報等(同号ハ)も観念し得ない。このような場合は、その業界における一般的な商慣習(同 号イ)に照らして、マネロンの疑いがあるかどうかを確認することとなる。

(2) ロでは、過去の当該顧客等のために行う特定受任行為の代理等 (=当該顧客等のために行った 他の特定受任行為の代理等の態様)と比較して、マネロンの疑いがあるかどうかを、確認すべき 項目として規定している。

過去の取引をどの程度遡って確認するのかについては、特定事業者の業種及び規模が様々で あることから、一律に義務付けることは適当ではないと考えられる。このため、各特定事業者に おいて、必要と考えられる範囲で過去の取引を遡ることとなる。

(3) ハは、取引時確認の結果に関して有する情報に照らして、マネロンの疑いがあるかどうかを、 確認すべき項目として規定している。

なお、特定受任行為の代理等そのものに係る取引時確認は存在しないところ、ここでいう取

引時確認は顧客と3士業者の間における確認であることから、「特定受任行為の代理等に係る取引に係る取引時確認」という規定振りをしている。

■ 458 頁から 459 頁 (法8条 令 16条、規27条) 規則第27条を次のように改める (459 頁末 尾の「編注[※]」以下は削る。)。

(法第8条第3項に規定する主務省令で定める方法)

- 第 27 条 法第8条<u>第3項</u>に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる<u>特定事業者の</u>区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
 - (1) 法第2条第2項第1号から第44号までに掲げる特定事業者 次のイからハまでに掲げる取引の 区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法
 - ✓ 特定業務に係る取引(ロ及びハに掲げる取引を除く。) 前条第1号に規定する項目に従って 当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
 - □ 既に確認記録又は法第7条第1項に規定する記録(以下□において「取引記録」という。)を作成し、及び保存している顧客等(ハにおいて「既存顧客」という。)との間で行った特定業務に係る取引(ハに掲げる取引を除く。) 当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録、第32条第1項第2号及び第3号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報を精査し、かつ、前条第1号に規定する項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
 - △ 特定業務に係る取引のうち、法第4条第2項前段に規定するもの若しくは第5条に規定するもの又はこれら以外のもので法第3条第3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書(以下単に「犯罪収益移転危険度調査書」という。)において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの
 ✓に定める方法(既存顧客との間で行った取引にあっては、上に定める方法)及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、法第11条第3号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法
 - (2) 法第2条第2項第47号から第49号までに掲げる特定事業者 次のイからハまでに掲げる特定受任行為の代理等の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法
 - イ 特定受任行為の代理等(ロ及びハに掲げる特定受任行為の代理等を除く。) 前条第2号に規 定する項目に従って当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
 - ロ 既に確認記録又は法第7条第2項に規定する記録(以下口において「特定代理等記録」という。) を作成し、及び保存している顧客等(ハにおいて「既存顧客」という。) のために行った特定受任行為の代理等(ハに掲げる特定受任行為の代理等を除く。) 当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る特定代理等記録、第32条第1項第2号及び第3号に掲げる措置により得た情報その他の当該特定受任行為の代理等に関する情報を精査し、かつ、前条第2号に規定する項目に従っ

て当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

- ハ 特定受任行為の代理等のうち、当該特定受任行為の代理等に係る取引が法第4条第2項前段に 規定するもの若しくは第5条に規定するもの又はこれら以外のもので犯罪収益移転危険度調査 書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国 若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度 調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの イに 定める方法 (既存顧客のために行った特定受任行為の代理等にあっては、ロに定める方法) 及び 顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかど うかを確認するために必要な調査を行った上で、法第11条第3号の規定により選任した者又は これに相当する者に当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法
- 2 法第2条第2項第41号に掲げる特定事業者に対する<u>前項第1号へ</u>の規定の適用については、同号 一个「法第11条第3号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光 施設区域整備法(平成30年法律第80号)第103条第1項第2号の規定により選任した統括管理する 者」とする。
- 459 頁(法8条、令16条、規27条) 「趣旨」の1行目中「(第1項第1号及び第2号関係)」 を「(第1項第1号イ・□及び第2号イ・□関係)」に改める。
- 460 頁(法8条、令16条、規27条) 2 の1行目中「(第1項第3号関係)」を「(第1項第1号ハ及び第2号ハ関係)」に改める。
- 461 頁から 467 頁まで 「解説」の本文を次のように改める。

解 説

- 1 第1項第1号<u>イ及び第2号イ</u>では、過去に取引を行ったことのない顧客等との取引(いわゆる一見取引)<u>又は顧客のために行う特定受任行為の代理等</u>について、犯収規則第26条<u>第1号又は第2号にそれぞれ掲げる</u>項目に従って、取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法を規定している。
- 2 第1項第<u>1</u>号<u>口及び第2号口</u>では、過去に取引を行ったことのある顧客等との取引(いわゆる 既存顧客との取引)<u>又は過去に取引を行ったことのある顧客等のために行った特定受任行為の代</u> 理等について、当該顧客等に係る確認記録や取引記録等を精査した上で、犯収規則第26条<u>第1号</u> 又は第2号にそれぞれ掲げる項目に従って、取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法を 規定している。
- (1) 疑わしい取引に該当するか否かの判断は、全ての取引について一律に同じ深度でチェックすることが義務付けられるものではなく、リスクに応じた事業者の判断により、取引ごとのチェックの深度が異なることも当然に許容される。また、どのような頻度でこれを行うかについても、

取引の内容等を勘案し、特定事業者において個別に判断することとなる。顧客管理については、 各事業者が自ら行う取引等についてリスクを評価した書面等の内容を勘案して行われることに なるため、全顧客一律ではなく、リスクベースで考えて行うことがむしろ好ましいと考えられる。

- (2) 「その他の当該取引に関する情報」は、その例示として確認記録、取引記録等並びに犯収規則 第32条第1項第2号及び第3号に掲げる措置により得た情報を挙げているが、現時点でこれら 以外の具体的な情報は想定されていない。
- 3 第1項第<u>1</u>号<u>八及び第2号八</u>では、<u>特定業務に係る取引又は特定受任行為の代理等に係る取引が</u>外国 PEPs との取引を含む犯収法第4条第2項前段に規定する取引や、通常でない取引等、高リスク国に居住・所在する顧客等との取引等、犯収法第3条第3項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してマネロンに悪用されるリスクが高いと認められる取引等について、マネロンの疑いがあるかどうかを判断するに当たっては、一般的な取引に疑いがあるかどうかを確認する際に求められる、業界における一般的な商慣習及び取引時確認の結果等との比較や確認記録・取引記録等に記載されている情報等の精査に加えて、
 - 顧客等に対して質問を行ったり、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた職業等の真偽 を確認するためにインターネット等を活用して追加情報を収集したりするなど、必要な調査 を行う

こととするとともに、

○ 上記の措置を講じた上で、当該取引に疑わしい点があるかどうかを犯収法第 11 条第1項 第3号の規定により選任した者(以下「統括管理者」という。)又はこれに相当する者に確認 させる

こととし、マネロンに悪用されるリスクに応じて、リスクが高い取引等については、一般的な取引と比較して、厳格な判断の方法に基づき当該取引に疑いがあるかどうかを確認しなければならないこととしている。

なお、第1項第2号ハの規定振りについて、犯収法第4条第2項前段及び犯収規則第5条に規定されているのは、「特定受任行為の代理等」そのものではなく顧客等との間で行う取引であることから、犯収規則第26条第2号ハと同様の整理で、「特定受任行為の代理等のうち、当該特定受任行為の代理等に係る取引が法第4条第2項前段に規定するもの若しくは第5条に規定するもの」と規定することで、特定受任行為の代理等を行うことを内容とする顧問契約の締結等を読み込むことができるようにしている。

- (1) FATF は、マネロン等への対策上の欠陥があり、当該欠陥への対応に顕著な進展がみられず、 又は策定したアクションプランに沿った取組がみられない国・地域を特定した上で、FATF 声明 により、当該欠陥に関連する危険に留意してマネロン等への対策を講ずるよう、加盟国に要請し ている。令和5年12月に公表された令和5年犯罪収益移転危険度調査書では、FATF 声明を踏ま え、イラン、北朝鮮及びミャンマーとの取引を危険度が特に高いものと認めている。
- (2) FATF 声明は、4か月に1回(通常2・6・10月) 開催される FATF 全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名は、その都度変わり得ることに留意が必要であることから、

特定事業者は継続的に注意を払う必要がある。なお、FATF は、マネロン等への対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域について、国際的なマネロン等対策を継続して改善している国・地域として公表した上で、当該国・地域に対し、提案された期間内における迅速なアクションプランの履行を要請している。このことから、当該国・地域との取引であって、FATF が指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。

(3) 令和4年10月に開催されたFATF全体会合において、ミャンマーが新たに厳格な顧客管理の 適用が要請される国として指定された。

FATF によりミャンマーが指定された理由は、マネロン対策及びテロ資金供与対策体制における戦略上の欠陥に対して十分な対応がなされていないことにあり、FATF は、全ての加盟国・地域に対し、ミャンマーから生じるリスクに見合った厳格な顧客管理の適用を要請している。

犯収法上、高リスク国・地域(ブラックリスト国)については、新「40の勧告」19 に合わせて、以下のとおり、対応を分けているところである。

- ・リスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用対象国
 - ⇒ 犯収法第8条第3項及び犯収規則第27条第1項第<u>1</u>号<u>小並びに第2号ハ</u>に基づく厳格な顧客管理(顧客との取引について疑わしい点があるかどうか統括責任者の承認を得る)
- ・対抗措置の適用対象国
 - ⇒ 犯収法第4条第2項第2号及び犯収令第12条第2項に基づく厳格な顧客管理(本人確認の厳格化、資産及び収入の状況の確認等)

本条を新設した平成26年当時のブラックリストでは、イラン・北朝鮮が対抗措置適用対象国、アルジェリア・ミャンマーが注意を要する国とされていた。これを踏まえ、平成27年犯罪収益移転危険度調査書では、イラン・北朝鮮との取引を危険度が特に高いものと認めていたほか、アルジェリア・ミャンマーの2か国との取引についても、イラン及び北朝鮮ほどではないものの危険度が高いものと認めており、本条新設当時は、「犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域」は、アルジェリア・ミャンマーとなると整理していた。なお、イラン及び北朝鮮との取引は「法第4条第2項前段に規定するもの」に含まれるため、「犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域」には該当しない。

令和4年10月のFATF 会合におけるミャンマーのブラックリスト入りについては前者に該当することから、本条第1項第1号へに基づく厳格な顧客管理が求められると考えられる。

- (4) 「所在」は、法人に限らず、自然人であっても、そこに居るということを意味している。したがって、本邦に居住している顧客等が、注意を要する国又は地域に短期的に渡航した場合についても、第1項第1号ハ又は第2号ハの対象となる。
- (5) 日本の法人が、犯罪収益移転危険度調査書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国又は地域に支店や駐在事務所を設けたとしても、当該

日本の法人との取引を直ちに高リスク取引として位置付ける必要はないと考えられる。もっとも、 登記上の本店が日本国内にあるものの、ほぼ全ての事業の拠点が注意を要するとされた国又は地域に存在し、そのような国若しくは地域において大半の事業活動が行われている法人等、特段の 事情がある法人との取引については、高リスク取引に位置付けられることはある。

- (6) 具体的な調査の方法としては、顧客等又は代表者等に対する質問のほか、例えば、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた職業等の真偽を確認するためにインターネット等を活用して追加情報を収集することなどが考えられる。なお、本号に規定された質問の内容や方法等は、各特定事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて判断されるものと考えられる。
- (7) 統括管理者の選任は、必ずしも一の特定事業者に一に限るものではなく、例えば、各支店・事業所ごとに統括管理者を選任することも有り得ると考えられる。

第1項第1号<u>ハ及び第2号ハ</u>が「法第11条第1項第3号の規定により選任した者又はこれに相当する者」としているのは、犯収法第11条第1項第3号が努力義務規定であり、必ずしも同号に規定する者が選任されているものではないことを踏まえ、義務である犯収規則第27条第1項第<u>1号ハ及び第2号ハ</u>については「これに相当する者」による確認も許容する趣旨である。取引時確認等の措置を的確に行う上で効果的かつ十分であると認められるのであれば、統括管理者から委任を受けた者が犯収規則第32条第1項第4号に規定する承認を行うことも否定されるものではない。

外国銀行が日本において業務を行う場合、たとえ母国に業務を統括する者がいたとしても、 別途、在日拠点において統括管理者を選任するよう努めるとともに、高リスク取引を行うに当たっては、当該取引が疑わしい取引に該当するか否かの判断に当たって当該統括管理者又はこれに相当する者の確認に係らしめる必要がある。そのレベルについては、特定事業者の規模や内部の組織構成により様々な者が想定され、一律に基準があるものではなく、各特定事業者において取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者が選定されることとなる。

4 第2項は、カジノ事業者が行う疑わしい取引の届出に係る犯収規則第27条第1項第<u>1</u>号<u>ハ</u>に 定める統括管理者又はこれに相当する者について、IR整備法第103条第1項第2号の規定により 選任した統括管理者であることを明確化するものである。

IR 整備法第 103 条第 1 項においては、犯収法上の取引時確認等の措置に加え、同法第 104 条各項に規定に基づくチップの譲渡等の防止のための措置や同法第 109 条第 1 項の規定に基づく一定額 (100 万円) を超える現金取引の届出等(以下「取引時確認等の措置等」という。)を的確に実施するためにカジノ事業者が講じるべき措置を規定しており、このうち、同法第 103 条第 1 項第 2 号では、取引時確認等の措置等の的確な実施のための体制の整備を義務付けており、当該体制の整備には、取引時確認等の措置等の的確な実施のための必要な業務を統括管理する者の選任も含まれている。

以上のとおり、犯収法第 11 条第 1 項第 3 号においてその選任が努力義務とされている統括管理者について、IR 整備法においては、カジノ事業におけるマネロンのリスク、カジノ事業の特性に伴う事業者の高度な規範・責任等に鑑み、その選任を義務付けていることから、カジノ事業者

が行う疑わしい取引の届出に係る犯収規則第 27 条第1項第<u>1</u>号<u>ハ</u>に定める統括管理者又はこれに相当する者は、IR整備法第 103 条第1項第2号の規定により選任した統括管理者であることを明確化することが適当であると考えられる。

- 532 頁 (法 11 条) 上から 6 行目中「のいわゆる士業者」を削る。
- 533 頁から 537 頁まで (法 11 条、規 32 条) 規則第 32 条を次のように改める。

(取引時確認等を的確に行うための措置)

第32条 法第11条第4号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

- (1) 自らが行う取引<u>又は特定受任行為の代理等</u>(新たな技術を活用して行う<u>もの</u>その他新たな態様による<u>もの</u>を含む。)について調査し、及び分析し、並びに当該取引<u>又は特定受任行為の代理等</u>による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(以下この項において「特定事業者作成書面等」という。)を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。
- (2)・(3) 〔略;改正なし〕
- (4) 顧客等との取引又は顧客等のために行う特定受任行為の代理等が第27条第1項<u>第1号ハ</u>に規定する取引又は同項第2号ハに規定する特定受任行為の代理等に該当する場合には、当該取引又は特定受任行為の代理等を行うに際して、当該取引又は特定受任行為の代理等の任に当たっている職員に当該取引又は特定受任行為の代理等を行うことについて法第11条第3号の規定により選任した者の承認を受けさせること。
- (5) 前号に規定する取引<u>又は特定受任行為の代理等</u>について、第2号に規定するところにより情報の 収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成 し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。

(6)・(7) 〔略;改正なし〕

2~8 〔略;改正なし〕

■ 537 頁から 540 頁まで(法 11 条、規 32 条) 「解説」を次のように改める。

解説

1 (第1項関係)情報通信技術の発展及び顧客の利便性を考慮した事業者のサービス向上等により、インターネット等を通じた非対面での取引等が拡大している一方で、非対面での取引等は、取引等の相手方と直に対面して取引等を行わないことから、同人の性別、年代、容貌、言動等を直接観察することにより、本人特定事項の偽りやなりすましを判断することができない。また、本人確認書類の写しにより取引時確認を行う場合には、その手触りや質感から偽変造の有無を確認することはできない。このように非対面取引は、他人になりすますことを企図する者を看破する手段が限定され、取引時確認の精度が低下することとなる。このほかにも電子マネー等の新たな技術

を利用した取引の中には、運搬性に優れたものや匿名性が高いものもあり、マネロン等に悪用されるリスクがあるために利用実態を注視するなどの必要があるものもある。

そこで、本条第1項では、特定事業者は、既に提供している商品やサービスに加え、新たな技術を活用して行う取引等やその他新たな態様による取引等についても、マネロンのリスクを評価した上で、その危険性に応じた確認記録等の精査と必要な情報の収集等の措置を講ずることを取引時確認等を的確に行うための措置として確認的に規定している。

- 2 (第1項第1号関係)「新たな技術を活用して行う<u>もの</u>その他新たな態様による<u>もの</u>」とは、例えば、新たな情報通信技術を用いた取引等であってマネロンに悪用されるおそれのある<u>もの</u>、手続の一部をインターネットを介して行うこととするなど、取引等の態様が従前と異なるためにマネロンに悪用されるおそれに変化が生じた<u>もの</u>、あるいは、制度改正等により新たに取扱いが可能となった金融商品等のマネロンに悪用されるおそれのある商品の取引等が想定される。
- 3 「特定事業者作成書面等」には、各特定事業者において、自らが行う取引及び特定受任行為の代理等についてのマネロンのリスクを評価したものを記載することとされており、具体的には、国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査書の関係部分を基に、必要に応じて各特定事業者のリスク要因を加味したものを作成することが想定される。

なお、法令上、特定事業者作成書面等の保存期間や管理方法については特に定められておらず、 各特定事業者の業態や事業規模等に応じて個別に判断されることとなる。

- 4 (第1項第2号関係) ここで収集すべき情報とは、取引時確認等の措置を的確に行うために必要となる情報であり、例えば、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた職業等の真偽を確認すること、外国 PEPs であるか否かの情報収集を行うこと、実質的支配者と顧客等との関係を把握すること等が考えられる。
- 5 情報の整理、分析としては、犯収法第8条に基づく疑わしい取引の届出を行うべき取引に該当するか否かを的確に判断するため、収集した情報について、取引<u>又は特定受任行為の代理等</u>と矛盾する点はないか、当該取引<u>又は特定受任行為の代理等</u>に疑わしい点がないかなどの観点から、分析することが考えられる。
- 6 (第1項第3号関係)「確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること」とは、例えば、取引時確認等の措置を的確に行うため、保存している確認記録及び取引記録等を目視により確認して取引時確認を行った結果、把握した職業や取引を行う目的と整合的かなどといった観点から取引等の異常の有無を確認したり、システムにより取引等の異常を検知したりすることが考えられる。

その精査の頻度については一律に定められるものではなく、各特定事業者が取引等のリスクの程度、取引等の態様等を踏まえ、合理的に判断される範囲で行うこととなり、例えば、年1回の精査で十分であるか否かについても、取引が当該年に行われていないのであれば、必ずしも年1回の精査が必要となるわけではない一方、取引等が当該年に複数回行われているのであれば、取引等のリスクや態様によっては、年1回では不十分であると考えられることもある。

また、定期的に一部の確認記録・取引記録<u>等</u>をサンプリングチェックするという手法では、取引時確認等の措置を的確に実施するには不十分であると考えられる。

さらに、本条第1項第7号に規定する監査による確認と同項第3号に基づく精査では趣旨が異なり、監査による確認をもって精査を行ったとすることは不適当と考えられる。

- 7 (第1項第4号関係) 取引時確認等の措置を的確に行う上で効果的かつ十分であると認められる のであれば、統括管理者から委任を受けた者が本条第1項第4号に規定する承認を行うことも否 定されるものではない。また、統括管理者については、特定事業者の規模や内部の組織構成により 様々な者が想定されるとともに、その選任は、必ずしも一の特定事業者に一に限るものではなく、 例えば、各支店・事業所ごとに統括管理者を選任することもあり得る。
- 8 犯収規則第 27 条第1項第<u>1</u>号<u>ハ</u>に規定する取引<u>又は第2号ハに規定する特定受任行為の代理等に係る取引</u>(高リスク取引)に該当する場合には、取引<u>等</u>が発生する都度、統括管理者の承認が求められる。

ただし、その承認は、取引等を行うに際して受ければよく、必ずしも取引等の前に受ける必要はない。

- 9 (第1項第5号関係)確認記録及び取引記録等は、それぞれ犯収法第6条第2項及び第7条第3項の規定により、7年間保存しなければならないことから、本条第1項第5号の規定に基づき作成した書面又は電磁的記録媒体についても、これらと同じ期間保存するよう努めなければならないこととなる。
- 10 (第1項第6号関係)「必要な能力を有する者」の採用については、犯収法第11条第1号の規定による教育訓練と相まって、従業員が取引時確認等の措置を的確に行うことができるために行われるものであり、具体的な内容としては、例えば職員の採用に当たって面接等を行い、当該職員の適性を把握することなどが考えられる。

したがって、一定の資格を有するなどの犯罪による収益の移転防止についての専門的な知識を有する者のみの採用を義務付ける趣旨ではない。

- 11 (第1項第7号関係)取引時確認等の措置の的確な実施に資するものであれば、監査は外部監査に限られるものではなく、内部監査や社内検査によりこれを行うことも否定されない。
- 595 頁(法22条、令19条) 令第19条中「法第8条第4項^[※]」を「法第8条第<u>5</u>項」に改め、「編注[※]」以下を削る。
- 696 頁(附則) 下から3行目から2行目中「(令和6年6月8日までの政令で定める日)」を「<u>(令和6年4月1日)</u>」に改める。

■ 696 頁 (附則) の末尾に次のように加える (アンダーラインは省略)。



附 則〔令和6年3月25日政令第64号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会 決議第1267 号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措 置法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第1条第2号に掲げる規定(同 号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第4条及び第 5条の規定を除く。)の施行の日(令和6年4月1日)から施行する。



解 説

〔略〕



(本人特定事項の確認を行っている一般顧客等との取引に準ずる取引等)

- 第2条 改正法附則第8条第1項の改正法附則第3条に規定する第2号施行日(以下「第2号施行日」という。)以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、司法書士等(同項に規定する司法書士等をいう。以下同じ。)が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が同項に規定する顧客等(以下この条において「一般顧客等」という。)との間で行う第2号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該一般顧客等との間で行った第2号施行日前の取引の際に改正法第6条の規定(改正法附則第1条第2号に規定する犯罪収益移転防止法第4条等の改正規定に限る。以下同じ。)による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「旧法」という。)第4条第1項又は第2項の規定による確認(以下この条において「旧法確認」という。)を行い、かつ、当該旧法確認について犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「法」という。)第6条第1項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が当該確認記録を保存している一般顧客等に係るものとする。
- 2 改正法附則第8条第1項の政令で定める第2号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、主務省令で定めるところにより、当該取引を行う一般顧客等が第2号施行日前の取引の際に旧法確認を行っている一般顧客等であることを確かめる措置をとった取引(当該取引の相手方が当該旧法確認に係る一般顧客等又は代表者等(法第4条第6項に規定する代表者等をいう。以下同じ。)になりすましている疑いがあるもの及び当該旧法確認が行われた際に本人特定事項(法第4条第1項第1号に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。)を偽っていた疑いがある一般顧客等(その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある一般顧客等を含む。)との間で行うものを除く。)とする。

3 第2号施行日以後の取引が第1項に規定する取引である場合における改正法附則第8条 第3項の規定の適用については、同項中「改正法附則第8条第1項及び第2項」とあるのは、 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第64 号) 附則第2条第1項」とする。

(本人特定事項の確認を行っている特定社団等顧客等との取引に準ずる取引等)

- 第3条 改正法附則第8条第2項の第2号施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を承継した場合における当該司法書士等が同項に規定する顧客等(以下この条において「特定社団等顧客等」という。)との間で行う第2号施行日以後の取引のうち、当該他の司法書士等が、当該特定社団等顧客等との間で行った第2号施行日前の取引の際に旧法第4条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項又は第2項の規定による確認(以下この条において「旧法確認」という。)を行い、かつ、当該旧法確認について法第6条第1項の規定により作成した確認記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が当該確認記録を保存している特定社団等顧客等に係るものとする。
- 2 改正法附則第8条第2項の政令で定める第2号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、 主務省令で定めるところにより、当該取引を行う特定社団等顧客等が第2号施行日前の取引 の際に旧法確認を行っている特定社団等顧客等であることを確かめる措置をとった取引(当 該取引の相手方が当該旧法確認に係る特定社団等顧客等又は代表者等になりすましている 疑いがあるもの及び当該旧法確認が行われた際に本人特定事項を偽っていた疑いがある特 定社団等顧客等(その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある特定社団等顧客等を 含む。)との間で行うものを除く。)とする。
- 3 第2号施行日以後の取引が第1項に規定する取引である場合における改正法附則第8条 第3項の規定の適用については、同項中「改正法附則第8条第1項及び第2項」とあるのは、 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第64 号) 附則第3条第1項」とする。

(旧法確認及び目的等相当確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等)

- 第4条 改正法附則第8条第4項の第2号施行日以後の取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。
 - (1) 司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を 承継した場合における当該司法書士等が改正法附則第8条第4項に規定する顧客等(以下 この条において「顧客等」という。)との間で行う第2号施行日以後の取引のうち、当該他 の司法書士等が、当該顧客等との間で行った第2号施行日前の取引の際に旧法第4条第1 項又は第2項(これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による確認(以下この条において「旧法確認」という。)及び改正法第6条の規定に よる改正後の法第4条第1項(第1号に係る部分を除き、同条第5項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)又は第2項(同条第1項第1号に係る部分並びに資産及び収

入の状況に係る部分を除き、同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認に相当する確認(以下「目的等相当確認」という。)を行い、かつ、当該旧法確認について法第6条第1項の規定により作成した確認記録及び当該目的等相当確認について作成した同項に規定する確認記録に相当する記録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等がこれらの記録を保存している顧客等に係るもの

- (2) 司法書士等が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の司法書士等の事業を 承継した場合における当該司法書士等が顧客等との間で行う第2号施行日以後の取引の うち、当該他の司法書士等が、当該顧客等との間で行った第2号施行日前の取引の際に旧 法確認を行い、かつ、当該旧法確認について法第6条第1項の規定により作成した確認記 録を当該司法書士等に対して引き継ぐとともに、当該司法書士等が、当該顧客等との間で 行った第2号施行日前の取引の際に目的等相当確認を行い、かつ、当該確認記録及び当該 目的等相当確認について作成した同項に規定する確認記録に相当する記録を保存してい る顧客等に係るもの
- 2 改正法附則第8条第4項の政令で定める第2号施行日以後の取引は、当該司法書士等が、 主務省令で定めるところにより、当該取引を行う顧客等が第2号施行日前の取引の際に旧法 確認及び目的等相当確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引(当該 取引の相手方が当該旧法確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるも の並びに当該旧法確認及び当該目的等相当確認が行われた際にこれらの確認に係る事項を 偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含 む。)との間で行うものを除く。)とする。

(旧法の規定に準ずる確認等を行っている場合における経過措置)

- 第5条 司法書士等が、法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の目前に、旧法第4条第1項 又は第2項の規定に準じ改正法附則第8条第1項に規定する顧客等を特定するに足りる事 項の確認を行い、かつ、法第6条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してその保存を している場合には、当該確認を旧法第4条第1項又は第2項の規定による確認と、当該記録 を法第6条第1項に規定する確認記録とみなして、改正法附則第8条第1項及び第3項の規 定を適用する。
- 2 司法書士等が、法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の目前に、旧法第4条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項又は第2項の規定に準じ改正法附則第8条第2項に規定する顧客等を特定するに足りる事項の確認を行い、かつ、法第6条の規定に準じ当該確認に関する記録を作成してその保存をしている場合には、当該確認を旧法第4条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項又は第2項の規定による確認と、当該記録を法第6条第1項に規定する確認記録とみなして、改正法附則第8条第2項及び第3項の規定を適用する。



FATF 勧告対応法附則第8条は、一定の場合に犯収法第4条第1項の読替えを行う又は同項の規定を適用しないこととする経過措置の対象となる取引を政令で定める旨を規定している。

第2条から第5条は、当該政令規定取引を規定するものである。



(主務省令)

第6条 この附則における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生 労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。



規

附 則 [令和6年3月25日内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省令第2号〕

(施行期日)

第1条 この命令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第1条第2号に掲げる規定(同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第4条及び第5条の規定を除く。)の施行の日(令和6年4月1日)から施行する。



規

(顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法)

第2条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第2条第2項、第3条第2項及び第4条第2項に規定する主務省令で定める方法については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第16条の規定を準用する。

趣旨

FATF 勧告対応法に伴う改正令附則第2条第2項、第3条第2項及び第4条第2項の規定は、 FATF 勧告対応法の経過措置として犯収法第4条第1項の規定を読み替えて適用する取引又は犯収法第4条第1項の規定の適用が除外される取引に関し、顧客等について既に取引時確認又は取 引時確認に相当する確認を行っていることを確認するための具体的な方法について主務省令に委任している。

本条は、当該主務省令で定める方法として、犯収規則第16条(顧客等について既に取引時確認 を行っていることを確認する方法)の規定を準用する旨を規定するものである。

規

(経過措置)

- **第3条** この命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

趣旨

FATF 勧告対応法の施行に伴い疑わしい取引の届出に係る別記様式が改正されることとなるが、施行日(令和6年4月1日)以後においても当分の間は旧様式(本条に規定する「旧様式」をいう。 以下本条の解説において同じ。)を使用することができるよう、経過措置を設けたものである。

解 説

- 1 第1項は、旧様式により使用されている書類を改正後の様式(以下「新様式」という。)による 届出書とみなすことにより、
 - ① 施行日前に、旧様式により届け出られた届出書
 - ② 施行日後に、旧様式により届け出られた届出書

について、いずれも形式上の要件を満たすものとして取り扱うこととしたものである。

2 第2項は、施行日後に旧様式による用紙を取り繕って届け出られた届出書についても、形式上の要件を満たすものとして取り扱うこととしたものである。

旧様式は犯収法第8条第1項の届出に際して用いるものであったところ、FATF 勧告対応法の施行により、同条第2項の届出と共通の様式として用いることとなったことから、施行日後に旧様式により同条第2項の規定による届出を行う場合には、届出様式冒頭に犯収法第8条第2項の届出である旨を追記するほか、項目中「取引」の後に「等」を書き加えるなどして取り繕った上で届け出ることができる。

■ 「第3編 資料」中扉裏 「9 疑わしい取引の参考事例」に次のように加える。

(14) 行政書士等 (15) 公認会計士等 (16) 税理士等

- 2 内容現在の更新、数値の更新、表記の統一性、表現の適正化等の見直しに係るもの
- 3頁(国際的な動向) 最終行を次のように改める。 令和5年末時点、我が国を含む38の国・地域及び2の国際機関が参加している。
- 5頁(国際的な動向)
- 「(2) APG」の5行目及び6行目を次のように改める。
 令和5年末時点、我が国を含む 42 の国・地域が参加している。
- 「(3) エグモント・グループ」の3行目を次のように改める。 令和5年末時点、我が国を含む170の国・地域のFIUが参加している。
- 33 頁 (法 1条) 年表の末尾に次のように加える。
- 令和5年6月 改正犯罪収益移転防止法の施行(令和4年6月改正分及び同年12月改正分のうち 暗号資産の移転に係る通知義務等)
- 令和6年4月 改正犯罪収益移転防止法の施行(令和4年12月改正分のうち士業者が行う取引時 の確認事項の追加・疑わしい取引の届出義務に関する規定の整備等)
- 41 頁(法2条) 1 · (1) · ア 犯罪収益 · (ウ) を次のように改める(令和5年法律第51号(令和6年4月1日施行)による項・号のズレ)。
 - (ウ) 組織的犯罪処罰法に定める証人等買収の罪又は不正競争防止法(平成5年法律第47号)第18条第1項の違反行為に係る同法第21条第4項第4号(外国公務員等に対する不正の利益の供与等)の罪の犯罪行為により供与された財産
- 81 頁(法2条) 本文下から3行目に次のように加える。 ……電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する……
- 83 頁(法2条) 2行目を次のように改める。 国家公安委員会作成の「令和5年犯罪収益移転危険度調査書」においては、……
- 85 頁(法2条) 下から2行目を次のように改める。 国家公安委員会作成の「令和5年犯罪収益移転危険度調査書」においては、……
- 87 頁(法2条) (イ)の下から5行目を次のように改める。 国家公安委員会作成の「令和5年犯罪収益移転危険度調査書」においては、……

■ 91 頁 (法2条) (ウ)の7行目を次のように改める。

国家公安委員会作成の「令和5年犯罪収益移転危険度調査書」においては、……

■ 99 頁(法2条、令4条、規1条) (注31)を次のように改める。

(注 31) <u>貴石</u>及び<u>半貴石</u>の区分<u>は</u>定説はないが、ダイヤモンドの硬度を 10 とした場合に硬度 7 以上を貴石、7未満を半貴石と称している(経済産業省商務情報政策局<u>商務・サービスグループ商取引監督課編著「令和2</u>年版 割賦販売法の解説」61 頁)。

「貴石」とはダイヤモンド、ルビー、サファイア等、「半貴石」とは水晶、さんご、こはく等 が想定されている。

■ 139頁(法4条) 下から4行目に次のように加える。

日本弁護士連合会の会則で定めることとしている(犯収法第12条第1項)。

■ 240頁(法4条、令8条) 「エ 理事の選任」の3行目を次のように改める。

もって決することとされている(特定非営利活動促進法第16条及び第17条)。

- 274 頁(法4条、令9条、規6条) (注36)を次のように改める(総務省及び経済産業省のサイトは削る。)。
 - (注 36) 電子署名やその制度について説明したウェブサイトとしては、次のようなものがある。 法務省「電子署名法の概要と認定制度について」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji32.html

- 277頁(法4条、令9条、規6条)
- 2行目に次のように加える。
 - ······· 当該方法に加え、(当該顧客等の本店等に宛てて)取引関係文書の送付を行う必要がある。
- 20の下から2行目に次のように加える。
 - ……当該方法に加え、(当該顧客等の本店等に宛てて)取引関係文書の送付を行う必要がある。
- 21 の下から2行目に次のように加える。

……又はその写しの送付を受けるとともに、(当該顧客等の本店<u>等</u>に宛てて)取引関係文書の送付を行う方法を規定している。

- 280頁(法4条、令9条、規6条) (6)の1行目に次のように加える。
 - (6) (第5号関係)「日本国<u>政府</u>の承認した外国政府」には日本国の承認した外国の政府・地方政府 等が、……

■ 285 頁 (法 4 条、 令 9 条、 規 7 条) アの 7 行目までを次のように改める。

ア運転免許証

道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証。本人特定事項の確認に最も頻繁に利用される本人確認書類であり、発行機関は都道府県の公安委員会である。 国際運転免許証は、これに含まない。ただし、当該書類も、「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの」に該当することから、第1号口に該当すると解される。

- 334頁(法4条、令12条)
- 2行目中「イラン(平成22年2月指定)」を「イラン(平成21年2月指定)」に改める。
- (注 87)を次のように改める。

(注87) 高リスク国・地域のうち、対抗措置の適用が要請されないものについては、犯収法第4条第2項第2号及び犯収令第12条第2項ではなく、犯収法第8条第3項及び犯収規則第27条第1項<u>第1号ハ又は第2号ハ</u>に基づく厳格な顧客管理により対応することとなる。犯収規則第27条の解説3も参照。

- 365 頁(法4条、令13条、規17条) 解説2の1行目から2行目中「犯収法第8条第4項に 規定する」を削る。
- 421 頁 (法8条)
- 3の1行目に次のように加える。
 - 3 (第1項関係) 特定事業者が届出を行わなければならないのは、……
- (注1)の1行目に次のように加える。
 - (**注1**) 行政書士等(**犯収**法第2条第2項第47号) ······
- 426頁(法8条) 6の1行目に次のように加える。
 - 6 (第2項関係) ……
- 427 頁(法8条) 本文下から3行目を次のように改める。 このことは、(日本のマネロン<mark>対策及び</mark>テロ資金供与対策の)有効性を著しく損なう。」……
- 429 頁(法8条) イの2行目中「(いわゆる顧問契約)」を削る。
- 431 頁(法8条) (注8)中、(2)の「なお」以下を次のように改める。 なお、法第47条は宅地建物取引業者に対し、<u>宅地又は建物の売買、交換若しくは賃借の契約の締</u>

結について勧誘をするに際し、又はその契約の申込みの撤回若しくは解除若しくは宅地建物取引業 に関する取引により生じた債権の行使を妨げるため、同条第1号イから二のいずれかに該当する事 項について故意に事実を告げなかったり、又は不実のことを告げる行為を禁止しているが、これは 取引の関係者に対して取引上重要なことであれば真実を言う義務があることを示したものである。

- 435頁(法8条)
- 1行目を次のように改める。

『詳解 行政書士法 第5次改訂版』(ぎょうせい、141 頁) によれば、…

- (注 11)の 1 行目を次のように改める。
 - (注11) 『詳解 行政書士法 第5次改訂版』(地方自治制度研究会 編)(抄)
- 436頁(法8条) (注13)の2行目を次のように改める。

(注 13) 税理士法基本通達の制定について(法令解釈通達)(国税庁長官・令和5年<u>6</u>月 <u>23</u>日最終改正)(抄)

- 441 頁(法8条) 下から11 行目を次のように改める。
- ……自らが打ち明けた秘密が本来の目的<u>である民事紛争の解決でない</u>刑事捜査等の端緒となったり、……
- 443頁(法8条) 下から5行目及び4行目に次のように加える。

この点、刑事訴訟法上の押収拒絶権(<mark>同法</mark>第 105 条)及び証言拒絶権(<mark>同法</mark>第 149 条)については、……

- 444 頁 (法8条) 下から 10 行目を次のように改める。
 - ……その作成に当たり必要な相談業務においては……
- 446 頁、447 頁(法8条) 7、8、9の1行目に次のように加える。
 - 7 (第3項関係) ……
 - 8 (第4項関係) ……
 - 9 (第5項·第6項<mark>関係</mark>) ······
- 477 頁(法 10条) 3・(2) の2行目から3行目を次のように改める。
 - (2) 「外国(政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。)」とは、本条の趣旨は主として送金受領国側におけるマネロン対策及びテロ資金供与対策、特に迅速な捜査という点にあるため、……

- 507頁(法10条の3、令17条の2、規31条の4) 「趣旨」の2行目中「いわゆる」を削る。
- 522 頁(法 10 条の 5) 「解説」の 1 行目中「いわゆる」を削る。
- 528 頁(法 10 条の5、令 17 条の3、規 31 条の7) 「趣旨」の2 行目中「いわゆる」を削る。
- 559 頁(法 15 条) 3の 1 行目を次のように改める。
 - 3 本条の規定による報告徴収は、行<u>政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。)</u>及び行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号)上の「処分」に当たることから、これらの法律に規定する教示制度の対象となる。
- 616 頁(法 25・26 条) 「解説」1 の 2 行目に次のように加える。
 - 1 各業法上の義務違反による罰則の法定刑は同一でないところ、犯収法の規定に基づく義務は、マネロン対策及びテロ資金<u>供与</u>対策の観点から各業態に等しく課されている規制であるから、......
- 679 頁 (附則)

令 附則の枠囲み中、末行の「〔以下略〕」を削る。

以上